**平成２１年（フ）第３２号**
栃木県芳賀郡芳賀町大字西水沼937番地３
債務者　井田絵梨菜
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

**平成２１年（フ）第５００号**
愛知県豊田市広田町稲荷山６番地３　アメニティ豊田603号
債務者　古里　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第１７９号**
愛知県豊橋市植田町字大池105番地
債務者　戸谷　秀雄
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第１８０号**
愛知県蒲郡市三谷町正眼庵23番地１　セジュールＯＴＴ’Ｓ庵106
債務者　榊原　久枝
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第３１号**
兵庫県丹波市柏原町挙田712番地８　雇用促進住宅柏原宿舎２―106号
債務者　中井　正樹
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２１年（フ）第３２号**
兵庫県丹波市柏原町挙田712番地８　雇用促進住宅柏原宿舎２―106号
債務者　中井ひろ子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２１年（フ）第３７号**
兵庫県篠山市西新町４番地
債務者　槻瀬　行雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２０年（フ）第８５２号**
兵庫県姫路市花田町小川516番地１　市営上野住宅１棟120号
債務者　牧野　道子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第６５号**
兵庫県姫路市梅ヶ谷町11番１号
債務者　藤川　悦雄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第１７１号**
兵庫県姫路市大津区平松140番地１
債務者　尾濱　和子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第３３１号**
兵庫県姫路市東辻井４丁目２番51号
債務者　寺西　清枝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第３４３号**
兵庫県加古川市別府町新野辺北町１丁目52番地　ピースファルメゾン104号、従前の住所兵庫県加古川市別府町西脇11番地の２　サクラメント東加古川602号
債務者　米田　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第３８８号**
兵庫県姫路市林田町新町1124番地
債務者　尾川　文吉
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第３９２号**
兵庫県姫路市花影町２丁目５―１　202号室、住民票上の住所兵庫県相生市垣内町13番46号
債務者　岡野　純典
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第４０７号**
兵庫県姫路市北条口２丁目39番地１　グラジオ北条口703号
債務者　竹中　明美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第４１７号**
兵庫県姫路市広畑区城山町１番地９　県営城山高層２号棟501号
債務者　藤野　竜也
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第４２３号**
兵庫県相生市矢野町能下166番地
債務者　平井　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部